○大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成24年12月17日

条例第63号

改正　平成28年3月25日条例第16号

平成30年3月27日条例第26号

令和3年3月29日条例第21号

目次

第1章　総則（第1条―第3条）

第2章　人員に関する基準（第4条）

第3章　設備に関する基準（第5条）

第4章　運営に関する基準（第6条―第43条）

第5章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1節　この章の趣旨及び基本方針（第44条・第45条）

第2節　設備に関する基準（第46条）

第3節　運営に関する基準（第47条―第55条）

第６章　雑則（第 56 条・第 57 条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 86 条第１項並びに第 88 条第１項及び第２項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（入所定員）

第２条　法第 86 条第１項に規定する条例で定める数は、30 人以上とする。

（基本方針）

第３条　指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画（法第８条第 26 項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする

ことを目指すものでなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第 48 条第 1 項第 1 号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 2 章　人員に関する基準

第 4 条　法第 88 条第 1 項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数

は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が 40 人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2)　生活相談員　入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに１以上

(3)　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。

イ　看護職員の数は、次のとおりとすること。

（ア）　入所者の数が 30 を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、１以上

（イ）　入所者の数が 30 を超えて 50 を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、２以上

（ウ）　入所者の数が 50 を超えて 130 を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方法で、３以上

（エ）　入所者の数が 130 を超える指定介護老人福祉施設にあっては、常勤換算方

法で、３に、入所者の数が 130 を超えて 50 又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

（4）　栄養士又は管理栄養士　１以上

（5）　機能訓練指導員　１以上

（6）　介護支援専門員　１以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに１を標準とする。）

２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

４　指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

５　第１項第２号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

６　第１項第３号の看護職員のうち、１人以上は、常勤の者でなければならない。

７　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

８　第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

９　第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

10　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年大分市条例第 62 号）第 153 条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第３章　設備に関する基準

第５条　指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　居室

ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、プライバシーの確保及び採光等の住環境に配慮がなされている場合は、４人以下とすることができる。

イ　入所者１人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。

ウ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2)　静養室　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

(3)　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4)　洗面設備

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5)　便所

ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(6)　医務室

ア　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第２項に規定する診療所とすること。

イ　入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7)　食堂及び機能訓練室

ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートル

に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ　必要な備品を備えること。

(8)　廊下幅　1.8 メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7 メートル以上とすること。

(9)　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第４章　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第６条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第 28 条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、

前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の電子情報処理組織とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定介護老人福祉施設は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第２項各号に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第７条　指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第８条　指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第９条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に法第 73 条第２項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第 10 条　指定介護老人福祉施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第 11 条　指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービ

ス等（法第８条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

５　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

６　指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

７　指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第12条　指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証

に記載しなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第 13 条　指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第 48 条第 4 項の規定により施設介護サービス費（同条第 1 項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）に該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額

との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)　食事の提供に要する費用（法第 51 条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2)　居住に要する費用（法第 51 条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3)　別に定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4)　別に定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)　理美容代

(6)　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に定めるところによるものとする。

５　指定介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第 14 条　指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第 15 条　指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

２　指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

５　指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるも

のとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

７　指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設サービス計画の作成）

第 16 条　指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

３　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよ

うに支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

４　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

５　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

６　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

７　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はそ

の家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

８　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

９　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1)　定期的に入所者に面接すること。

(2)　定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1)　入所者が法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2)　入所者が法第 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12　第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更につい

て準用する。

（介護）

第 17 条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

６　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

７　指定介護老人福祉施設は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

８　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉

施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第 18 条　指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第 19 条　指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 20 条　指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同

意を得て、代わって行わなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第 21 条　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（栄養管理）

第 21 条の 2　指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第 21 条の 3　指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した

日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（健康管理）

第 22 条　指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第 23 条　指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（入所者に関する市への通知）

第 24 条　指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)　正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないこ

とにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2)　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第 24 条の 2　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（管理者による管理）

第 25 条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

（管理者の責務）

第 26 条　指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第 27 条　計画担当介護支援専門員は、第 16 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2)　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

(3)　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

(4)　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(5)　第 15 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6)　第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7)　第 40 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第 28 条　指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)　施設の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入所定員

(4)　入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5)　施設の利用に当たっての留意事項

(6)　緊急時等における対応方法

(7)　非常災害対策

(8)　苦情処理に関する事項

(9)　虐待防止に関する事項

（10）　その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第 29 条　指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、機能回復等に関する研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 29 条の 2　指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第 30 条　指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第 31 条　指定介護老人福祉施設は、災害の態様ごとに具体的計画を立てるとともに、非常災害時における関係機関への通報及び当該機関との連携の体制を整備し、それらを

定期的に従業者に周知しなければならない。

２　前項の具体的計画並びに通報及び連携の体制は、施設内に掲示するとともに、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合を含む。）においても行わなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、地域の自主防災組織、近隣住民等と連携を図り、非常災害時における入所者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、非常災害時に他の施設等からの職員の派遣、他の施設の利用等の協力が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 32 条　指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が

発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)　当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第 33 条　指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第 34 条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第 35 条　指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは入所者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは入所者であった者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（広告）

第 36 条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第 37 条　指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第 38 条　指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第 39 条　指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的

な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 40 条　指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第 40 条の 2　指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)　当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3)　当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4)　前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（会計の区分）

第 41 条　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他

の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第 42 条　指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該指定介護福祉施設サービスを提供した日をいう。）から 5 年間保存しなければならない。

(1)　施設サービス計画

(2)　第 12 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3)　第 15 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)　第 24 条に規定する市への通知に係る記録

(5)　第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(6)　第 40 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（暴力団員等の排除）

第 43 条　指定介護老人福祉施設は、その運営について、大分市暴力団排除条例（平成 23 年大分市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者の支配を受けてはならない。

第 5 章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 1 節　この章の趣旨及び基本方針

（この章の趣旨）

第 44 条　第 3 条、第 3 章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第 45 条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居

前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

２　ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 2 節　設備に関する基準

第 46 条　ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)　ユニット

ア　居室

（ア）　一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施

設サービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

（イ） 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。

（ウ） 一の居室の床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

（エ） 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

（ア） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

（イ） 一の共同生活室の床面積は、2 平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

（ウ） 必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

（ア） 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

（ア） 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

（イ） 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室

ア　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすること。

イ　入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 廊下幅　1.8 メートル以上（中廊下にあっては、2.7 メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5 メートル以上（中廊下にあっては、1.8 メートル以上）とすることができる。

(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項第２号から第５号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第３節　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第 47 条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)　食事の提供に要する費用（法第 51 条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2)　居住に要する費用（法第 51 条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負

担限度額）を限度とする。）

(3)　別に定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4)　別に定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)　理美容代

(6)　前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に定めるところによるものとする。

５　ユニット型指定介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第 48 条　指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

２　指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

３　指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

４　指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

５　ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

６　ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

７　ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び

時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

８　ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

９　ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第 49 条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

２　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、

その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

５　ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

６　ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

７　ユニット型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等のその他日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

８　ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時１人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

９　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第 50 条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

２　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第 51 条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

２　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関

等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第 52 条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)　施設の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入居定員

(4)　ユニットの数及びユニットごとの入居定員

(5)　入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6)　施設の利用に当たっての留意事項

(7)　緊急時等における対応方法

(8)　非常災害対策

(9)　苦情処理に関する事項

(10)　虐待防止に関する事項

(11)　その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第 53 条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

(1)　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2)　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3)　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対

する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

４　ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、機能回復等に関する研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

５　ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第 54 条　ユニット型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第55条　第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第43条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第27条各号列記以外の部分中「第16条」とあるのは「第55条において準用する第16条」と、同条第5号中「第15条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同条第6号中「第38条第2項」とあるのは「第55条において準用する第38条第2項」と、同条第7号中「第40条第3項」とあるのは「第55条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第55条において準用する第12条第2項」と、同項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第48条第7項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第55条において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第55条において準用する第40条第3項」と読み替えるものとする。

第6章　雑則

（電磁的記録等）

第 56 条　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 9 条第 1 項（第 55 条において準用する場合を含む。）及び第 12 条第 1 項(第 55 条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 57 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置の規則への委任）

２　この条例の施行の際現に法第 48 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）の施行の日前において同法による改正前の法第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく基準に適合していたものに係る経過措置その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附　則（平成 28 年条例第 16 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年条例第 26 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和６年３月 31 日までの間、この条例による改正後の大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第４項、第 40 条の２（新条例第 55 条において準用する場合を含む。）及び第 45 条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

３　施行日から令和６年３月 31 日までの間、新条例第２１条の２（新条例第５５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第２１条の２中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

４　施行日から令和６年３月 31 日までの間、新条例第 21 条の３（新条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 21 条の３中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和６年３月 31 日までの間、新条例第 29 条第３項及び第 53 条第４項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう

努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

６　施行日から令和６年３月 31 日までの間、新条例第 29 条の２（新条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 29 条の２中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

７　施行日から令和６年３月 31 日までの間、新条例第 32 条第２項第３号（新条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

８　施行日から起算して６月を経過する日までの間、新条例第 40 条第１項（新条例第 55 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第１号から第３号までに定める措置を講じるとともに、次の第４号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

９　施行日以降、当分の間、新条例第 46 条第 1 項第 1 号ア(ｲ)の規定に基づき入所定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第 4 条第 1 項第 3 号ア及び第 53 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

10　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 46 条第 1 項第 1 号ア(ｳ)(ⅱ)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。